

第七号様式の三 (証票) (第三十五条関係)

(表)

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 _____ 号</div> <div style="margin-bottom: 10px;">官職 _____</div> <div style="margin-bottom: 10px;">氏名 _____</div> <p style="text-align: center;">道路運送車両法第54条の3第2項の 検 査 員 証</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">_____年 _____月 _____日 発行</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">_____年 _____月 _____日 限り有効</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <span>地方運輸局長</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span> </div>	↑ 6.5センチメートル ↓
	↓ 6.5センチメートル ↑
← 9センチメートル →	

(裏)

(道路運送車両法抜すい)

第54条の3 地方運輸局長は、前条の規定の施行に必要な限度において、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為を行つた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第108条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(3) 第54条の3第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者